

平成30年度第3回「労働問題研究会」 開催ご案内（参加費無料）

パネディスカッション

有期・無期契約労働者間の 労働条件の相違はどこまでか

～長澤運輸・ハマキョウレックス事件（最高裁2小、H30.6.1判決）から見る留意点～

“有期契約労働者と無期契約労働者間で、職務内容が変わらないのに賃金（諸手当）に相違がある場合や、定年再雇用後も同等の業務をしながら賃金が減額になった場合の不合理的はどこまで許容されるかについて最高裁の判断が示されました。類似の状況は少なからず存在すると思われませんが、この判決と働き方改革関連法の成立を受けての企業労使の実務上の対応策について探っていきます。”

・開催日時

11月8日（木） 14:00～16:30

・開催場所

姫路労働会館 1階第5会議室
姫路市北条1丁目9-8 TEL 079-223-1981

・スケジュール

14:00～15:00

長澤運輸・ハマキョウレックス事件（最高裁2小、H30.6.1）判例解説と
働き方改革関連法の概要

講師：柳屋 孝安氏（関西学院大学 法学部教授）

15:10～16:30（パネディスカッション）

判決から読み取る留意すべき点と労使双方の対応策について
（働き方改革関連法への対応も織り込みながら）

パネラー：吉田 裕樹氏（弁護士・京町法律事務所（神戸））

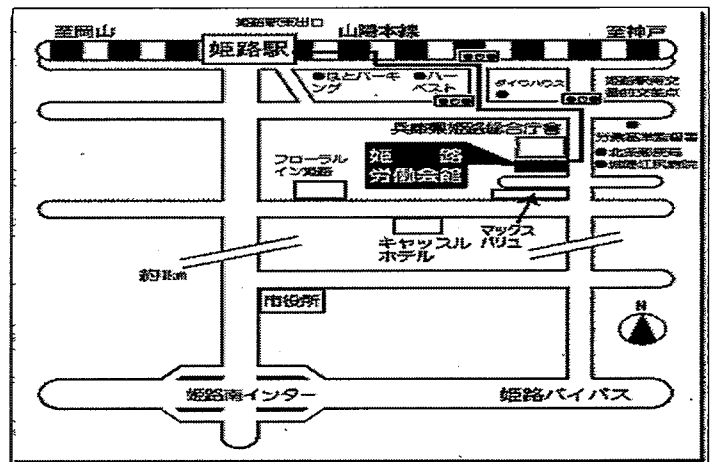
パネラー：丹治 典彦氏（弁護士・兵庫法律センター法律事務所）

コーディネーター：柳屋 孝安氏

主催：公益財団法人兵庫県勤労福祉協会
ひょうご労働図書館、中央労働センター
ひょうご仕事と生活センター、姫路労働会館

共催：兵庫県、兵庫労使相談センター

後援：日本労働組合総連合会兵庫県連合会、兵庫県経営者協会



なお、同様の内容のセミナーを下記日程で神戸でも行います。

第4回 12月14日(金) 兵庫県中央労働センター

対象者・定員

テーマに関心のある労働者、企業労務担当者、労働行政担当者、など60人程度

参加申込は

下記「研究会参加申込書」にご記入のうえ、お早めに事務局へお申込ください。
(FAX、メール、郵送も可能です。)

----- き り と り -----

平成30年度第3回 労働問題研究会 参加申込書

会社名(団体名) _____

氏 名	役職名	

*お申込いただきました個人情報は、労働問題研究会のみに利用させていただきます。

上記講演会に申込みます。

連絡先 担当者氏名 _____

TEL _____ FAX _____

E-mail _____

平成30年 月 日

【申込書送付先(労働問題研究会事務局)】
〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28
兵庫県中央労働センター1階
公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会
ひょうご労働図書館
担当: 城内、佐々木
TEL: 078-367-3805 FAX: 078-367-3807
E-mail: roumonken@undoushi.sakura.ne.jp